

別表1 補助基準単価

単位：千円

事業所等の種別 ※1		サービス継続支援事業（第3条(1)）					基準単価	協力支援事業 (第3条(2))
		対 象						基準単価
		①	②	③	④	⑤	基準単価	
通所系	1 療養介護	○		○		○	1,978	989
	2 生活介護	○		○		○	631	316
	3 自立訓練（機能訓練）	○		○		○	288	144
	4 自立訓練（生活訓練）	○		○		○	228	114
	5 就労移行支援	○		○		○	221	110
	6 就労継続支援A型	○		○		○	279	140
	7 就労継続支援B型	○		○		○	294	147
短期 入所	8 短期入所	○	○	○			146	73
入所・ 居住系	9 施設入所支援	○	○		○		1,013	506
	10 共同生活援助（介護サービス包括型）	○	○		○		335	167
	11 共同生活援助（日中サービス支援型）	○	○		○		259	129
	12 共同生活援助（外部サービス利用型）	○	○		○		150	75
訪問系	13 居宅介護	○	○				107	41
	14 重度訪問介護	○	○				175	67
	15 同行援護	○	○				60	23
	16 行動援護	○	○				106	41
	17 就労定着支援	○	○				35	17
	18 自立生活援助	○	○				19	9
相談系	19 計画相談支援	○					50	25
	20 地域移行支援	○					36	18
	21 地域定着支援	○					38	19

注 ・事業所等ごとに、(1)及び(2)についてそれぞれ基準単価まで交付することができる。  
 ・この基準単価は、対象経費の支出年度単位で適用する。

※1 事業所等は、補助金の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。

※2 多機能型事業所を含め、複数サービスを実施している事業所は、該当するそれぞれのサービスについて基準単価まで交付することができる。